

五洋建設株式会社

(仮称) せたな太櫓ウインドファーム事業環境影響評価方法書に係る知事意見

令和4年(2022年)9月5日付け

経済産業大臣宛て

本事業は、久遠郡せたな町の約530haを対象事業実施区域として、最大20基の風力発電機による最大出力86,000kWの風力発電所を設置する計画である。

対象事業実施区域は狩場茂津多道立自然公園に隣接し、同区域及びその周辺には自然度の高い植生や保安林といった重要な自然環境のまとまりの場が存在しており、クマタカなどの希少鳥類の生息情報がある。また、同区域は重要な地形である太櫓段丘と大きく重複しているほか、山地災害危険地区が存在している。さらに、同区域及び周辺には、環境影響評価法令の対象である風力発電事業が複数存在しているほか、周辺には住居が存在している。

以上を踏まえ、本事業による環境影響を回避又は十分に低減するため、事業者は次の事項に的確に対応すること。

1 総括的事項

- (1) 今後の風力発電設備、変電設備、工事用道路等の設置、事業の実施に伴う土地の改変箇所等の決定、その他の事業計画の策定に当たっては、保安林のほか山地災害危険地区等、配慮すべき区域の改変を避けるなど、影響の回避を最優先に環境保全措置を検討すること。

また、2の個別的事項の内容を十分に踏まえ、可能な限り評価項目及び分類群ごとに最新の知見の収集や複数の専門家等の助言を得るなどしながら、各環境要素に係る環境影響について適切に調査を行い、科学的根拠に基づく予測及び評価を実施し、その結果を事業計画に反映させること。その過程において、重大な環境影響を回避又は十分に低減できない場合若しくは回避又は低減できることを裏付ける科学的根拠を示すことができない場合は、事業規模の縮小など事業計画の見直しを行うことにより、確実に環境影響を回避又は低減すること。

- (2) 本方法書では、配慮書段階の事業実施想定区域から、保安林等にも配慮して区域を絞り込む一方で、区域が重複する他事業計画を考慮し追加した区域の大部分が保安林であり、また、自然度の高い植生も存在している。

このため、環境面に配慮した区域の絞り込みや風車の配置について更なる検討を行うとともに、準備書の作成に当たっては、区域設定や風車配置の理由を含め、検討の過程を具体的かつ分かりやすく記載すること。

- (3) 対象事業実施区域及びその周辺には、環境影響評価法令の対象である風力発電事業が複数あることから、これらとの累積的影響が懸念される。このため、他事業者から必要な情報を入手した上で、累積的影響について適切に調査、予測及び評価を実施すること。特に、環境影響評価法に基づく評価書が確定した事業と区域が重複していることによる影響については、慎重に検討すること。

また、情報の入手に当たっては、本事業の環境影響評価に関する情報についても他事業者に提供するなど、相互に環境保全のための有用な情報の共有が図られるよう努めること。

- (4) 今後の手続きに当たっては、相互理解の促進のため、関係町、関係機関、住民等への積極的な情報提供や丁寧な説明に努めること。

- (5) インターネットによる環境影響評価図書の公表に当たっては、広く環境の保全の観点からの意見を求められるよう、印刷やダウンロードを可能とすることや、図書の内容の継続性を勘案し、法令に基づく縦覧期間終了後も継続して公表しておくことなどにより、利便性の向上に努めること。

2 個別的事項

(1) 騒音及び振動

ア 対象事業実施区域の周辺には住居が存在しており、工事の実施や施設の稼働に伴い、騒音による重大な影響が懸念される。このため、風車の配置の検討に当たっては、できる限り住居等から離隔をとることなどにより、影響を回避又は十分に低減すること。

イ 騒音による生活環境への影響については不確実性があることや、住居等から対象事業実施区域までの離隔距離が十分に確保されておらず風車騒音に含まれる振幅変調音や純音性成分などにより不快感が生じる可能性があることから、適切な風車配置や機種選定などにより可能な限り影響の低減を図るとともに、施設稼働後に影響が確認された場合の対策について検討すること。

(2) 水質

工事の実施や地形の改変により発生するおそれのある水の濁りに係る環境保全措置については、近年増加している局所集中的な降雨の傾向を十分に踏まえたものとする。

(3) 地形及び地質

対象事業実施区域の大部分が重要な地形である太櫓段丘と重複しているため、当該地形の詳細を把握した上で、改変を可能な限り避けることなどにより影響を回避又は十分に低減すること。

(4) 風車の影

ア 対象事業実施区域の周辺には住居が存在しており、施設の稼働に伴い、風車の影による重大な影響が懸念される。このため、風車の配置の検討に当たっては、できる限り住居から離隔をとることなどにより、影響を回避又は十分に低減すること。

イ 施設の稼働による風車の影については、影響が及ぶ時間の長短に関わらず人によって気になることがあるため、風車の適正な配置や構造等の検討を含めて、影響が回避又は十分に低減されているかの観点から評価すること。

(5) 動物

ア 哺乳類の捕獲調査については、十分な精度で調査、予測及び評価ができるよう、調査地域や対象種の特性に応じて、適正な調査場所、範囲、トラップの種類とその数等を設定すること。

イ コウモリ類の調査については、専門家等から助言を得ながら風速と飛翔状況との関係を整理するなどし、バットストライク等の影響について適切に調査、予測及び評価を実施すること。

ウ 対象事業実施区域及びその周辺は、鳥類の秋期の夜間の渡りルートになっているほか、文献や専門家ヒアリングにおいて希少な鳥類であるクマタカ等の生息に関する情報が得られている。このため、これらの希少な種をはじめとする鳥類の生息やバードストライク、移動経路の阻害等への影響について、専門家等から助言を得ながら、適切に調査、予測及び評価を実施すること。

なお、バードストライクについては、対象事業実施区域及びその周辺における衝突リスクの分布と風車設置予定位置の関係を図示した上で、評価を実施し、準備書に記載すること。

エ 哺乳類や鳥類だけでなく昆虫類など各分類群について、重要な種の生息情報があることから、

専門家等から助言を得ながら、適切に調査、予測及び評価を実施すること。

(6) 植物

ア 現地調査により重要な植物種や重要な植物群落が確認された場合は、これらの種の生育地及び群落、並びにその周辺の土地改変を避けるなど、影響の回避を最優先に環境保全措置を検討すること。

また、対象事業実施区域内に一分布している植生自然度 10 の海岸断崖植生及び植生自然度 9 のエゾイタヤシナノキ群落やチシマザサ・ブナ群団等については、当該群落への影響を回避するため、現地調査によりその存在する区域を明らかにした上で改変区域から除外すること。

イ 工事の実施による土地改変に伴う表土の移動や改変箇所の裸地化等により侵略性の高い外来植物の生育範囲が拡大し、周囲の植生等に影響を及ぼすおそれがあることから、土地改変を予定する区域及びその周囲における侵略性の高い外来植物の生育状況を予め把握し、工事の実施によりその分布が拡大することのないよう施工方法を検討すること。また、具体的な外来植物の拡散防止対策について準備書に記載すること。

(7) 生態系

ア 注目種やその餌資源については、現地調査の結果を踏まえ必要に応じて見直すことを含めて検討を続けるとともに、その経緯を準備書に記載すること。

イ 動植物の現地調査の際は、地域の生態系の特徴に留意し、注目種が地域の生態系において占める地位が分かるように、各栄養段階の種間関係を適切に踏まえ、十分な調査を行うこと。

また、採餌に係る影響の予測評価にあたっては、施設の存在及び稼働や工事が餌種や餌種の生息環境等に与える影響についても評価に含めること。

ウ 工事の実施による土地改変や樹木の伐採については、その範囲を必要最小限とすること。特に海岸断崖植生（植生自然度 10）やエゾイタヤシナノキ群落（植生自然度 9）といった自然度の高い植生の区域及び大型鳥類や哺乳類などが繁殖やねぐらなどに利用し得る大径木を含む樹林地については、現地調査によりその存在を確認した上で、改変の回避を最優先に環境保全措置を検討すること。

(8) 景観

ア 対象事業実施区域の大部分が景観資源である太櫓段丘と重複しており、事業による改変により直接的な影響を受ける可能性がある。また、同区域が隣接する狩場茂津多道立自然公園内には複数の眺望点があるほか、主要な眺望点である「ふとろ海水浴場」が近隣にあることから、風車の設置に伴い、これらの地点からの景観への重大な影響が懸念される。

このため、景観に対する影響については、地域住民や観光客、道立自然公園利用者などの個人や関係団体に対してフォトモンタージュを提示した聞き取り調査等を実施し、その結果を踏まえ、主要な眺望景観への影響が回避又は十分に低減されているかの観点から客観的に評価すること。

イ フォトモンタージュの作成に当たっては、四季を通じて風車と背景とのコントラストが強く出る晴天時の写真を用いて作成するとともに、色調、明度、解像度や大きさについては、風車の見えやすさや目立ちやすさが最大となる条件を想定したものとすること。

(9) 人と自然との触れ合いの活動の場

「ふとろ海水浴場」や「弁天岬」等については、事業に係る工事用資材等の搬出入ルートと隣接しており、その活動やアクセス特性への影響が懸念される。このため、これら活動の場の利用状況等について十分調査した上で、適切に予測及び評価を実施すること。

(10) 廃棄物等

工事の実施に伴う廃棄物及び残土については、その発生抑制に努めるとともに、発生量に加えて最終処分量、再生利用量及び中間処理量等の把握を通じ、適切に調査、予測及び評価を実施すること。